

日本ふるさと名産食品展 in クアラルンプール 出展事業者 募集のご案内

現在、日本食の輸出は順調に成長を続けており、農林水産物・食品の輸出額は、平成30年約9,000億円にのぼる見込みと報じられております。その中でマレーシアは、1人あたりGDPが、シンガポール、日本、韓国、ブルネイに次いでアジア5位¹と個人所得が高いだけでなく、昨年のGDP成長率の見通しは約5%と成長性も依然高く大きな日本食市場となる可能性を秘めています。また日本からの輸出金額第1位をアルコール飲料が占めるなど、ハラル文化の根強い国でありながら、日本の様々な食品・飲料品が進出できる可能性があることが伺えます。

こうしたマーケットの動きを受け、一般財団法人自治体国際化協会（クレア）は過去2年連続実施した ISETAN The Japan Store（伊勢丹 Lot10 店）において B to C を対象とした「日本ふるさと名産食品展 in クアラルンプール」を開催します。マレーシア市場へ販路開拓に取り組む事業者は、本事業をぜひテストマーケティングの機会としてご活用ください。また、そのような事業者を支援する自治体には、地域産品の海外展開の機会や食品展開催に向けたノウハウを提供いたします。

◇事業概要

事業名称	日本ふるさと名産食品展 in クアラルンプール
開催場所	ISETAN The Japan Store KUALA LUMPUR（伊勢丹 Lot10 店）
開催日程	平成31年10月下旬～11月上旬（10日間）※伊勢丹 Lot10 の周年記念イベントと合わせて開催予定（6月頃確定予定）。
開催時間	11：00～21：00（伊勢丹 Lot10 のオープン時間にあわせ変更される可能性があります）。
主催	一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）
テーマ	「酒と日本食」
出展品目	原則日本国内で製造され、正規の輸出入手続きにより納入された地場の食品及び飲料品
販売方法	原則委託販売（買取ではありません）
応募期限	酒類：平成31年2月15日（金）17時 必着 食品※：平成31年5月31日（金）17時 必着 （※ 酒類以外の飲料品、イートインを含みます）

◇ ISETAN The Japan Store KUALA LUMPUR

日本の歴史や文化、テクノロジー、多様性、暮らしの様式まで、海外で「本物の日本」を届けるため、2016年10月27日にオープンしました。

日本の暮らしやこだわりを海外のお客さまへお届けの新しいスペシャリティストアとなっています。

本食品展は地下1階の食料品売場で開催します。このフロアは現地でもトップレベルの日本酒の品ぞろえを誇り、また、イートインコーナーもあり調理した食材の提供も可能です。



◇自治体へのサポート

1 自治体及び自治体が運営する輸出促進協議会等の団体も出展できます

自治体独自で企画されなくても、本食品展に出展することで、地域の特産品等を販売することができます。

2 自治体が支援する企業の出展に対し、専門的な知識・経験からアドバイスします

出展にあたり助言が受けられますので、安心して出展していただくことができます。

3 食品展の開催ノウハウを提供します

独自に食品展を開催する意向がある自治体に対して、準備段階からフォローアップに至るまでの業務や課題について経験に基づき情報提供します。

4 観光 PR に関連した販促イベントを行います

特産品の販売と併せて観光の PR をすることで、来場されたお客様に向けて自治体の魅力を発信することができます。

◇出展事業者へのサポート

1 出展に要する経費負担を支援します

共有部分装飾、広告宣伝、共有通訳などをクリアが用意します。

2 輸出入手続きなど出展に必要な準備をサポートします

マレーシアへの輸出に必要な申請など、煩雑な手続きをサポートします。また販売員、現地での調理器具や消耗品の手配などの支援も行いますので、初めて海外食品展に出展される方も安心して出展できます。

3 出展効果を高めるために専門的な知識・経験によりアドバイスをを行います

出展予定商品の販売価格や輸出数量の設定、効果的な販売方法などについて、マレーシアのマーケット事情に即した専門的なアドバイスを事前に提供します。

4 イートインスペースを活用した料理の提供ができます

食品展で販売する食材を活用したメニューが気軽に食べられるエリアを設けることで、消費者の購買意欲を高める効果が期待できます。

5 同店レストランでのメニューフェアを予定

ご応募いただく商品によっては現地で高い集客力を誇る同店レストランの日本人シェフとの連携によるイベント実施も検討しています。

6 現地のバイヤーを招聘予定です

伊勢丹等のバイヤーを招聘し、次の商流につながる支援もさせていただきます（予定）。

◇募集対象・要件

1 事業者の要件

- 食料・飲料品を製造または販売しており、マレーシアにおける市場開拓を希望している日本国内に所在する事業者（企業・団体）であること。
- 商品のテストマーケティングを趣旨としているため、開催期間中、日本からメーカースタッフを派遣すること。
- 必要に応じて「マレーシアへの輸出に必要な書類」（※P3「4. マレーシアへの輸出に必要な書類」参照）が提出可能であること。（期日は酒類を2月中旬、食品（酒類以外の飲料品、イートイン含む）を5月下旬としますが、不可の場合については個別にご相談ください。）
- 現地は英語でのやりとりとなるため、英語（中国語もできれば尚可）対応可能なメーカースタッフが派遣できない場合、別途英語対応可能な現地販売員（プロモーター）を雇用すること。（現地販売員の手配は主催者側で対応可能。）
- アンケートや本食品展の広報に協力できること。
- 外国人スタッフを派遣する場合は、必要なビザを取得すること。

2 商品の要件

- 制度上マレーシアへ輸出可能な、原則日本国内で生産・製造された食料・飲料品（常温保存、冷蔵保存、冷凍保存いずれも可）
- 店頭で陳列した時点で最低 30 日程度賞味期限を有している商品（日本からの輸送日数を考慮した場合、日本の輸出港に到着した時点で 50 日程度が必要になります。なお加工品については、常温保存の場合 180 日以上、冷凍保存の場合解凍後 1 週間程度の保存期間があるものでないと、継続販売には繋がりにくいのが現状です。）
- 下記「募集除外商品」に該当しない商品
《募集除外商品》マレーシアの法制度により販売に制限がある商品及び輸出申請に長期間かかる商品は、今回の募集除外商品とさせていただきます。

◇募集除外商品 「豚・鶏肉等の精肉」「乳製品」「コメおよび未精米のコメ、米粉・米糠、ライスバーミセリ、砂糖、サッカリン、サッカリン塩など」「ミネラルウォーター、飲料水」

※商品によっては出展できる可能性もあるため、ケースバイケースでお気軽にご相談ください。

※一部輸出が解禁となった和牛もございます。本食品展でも出展できる可能性があるため、ご検討されている事業者様はご相談ください。

※加工食品に含まれる肉類のエキス、パウダー類は、問題ありません。ハラールマークがついていない商品も販売可能です。詳細は、今後ご案内予定の説明会等でご確認ください。

3 募集事業者数・商品数

15～20事業者・120アイテム程度

4 マレーシアへの輸出に必要となる書類

- 成分表示表（主催者側から各出展者様にお送りいたします。）
- その他、「政府作成の産地証明書」又は「商工会議所作成の原産地証明書」が必要になるケースがございます

※ その他、マレーシアへの食品輸出については次のWEBサイトをご参照ください。

- ・ 「マレーシア 日本からの輸出に関する制度」（ジェトロ）
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/foods/exportguide.html>
- ・ 「貿易投資相談Q&A（輸出） マレーシア」（ジェトロ）
<https://www.jetro.go.jp/qatop/asia/my/qa/export/>

◇お申込方法

1 申込手順

●事業者のみなさま

「日本ふるさと名産食品展inクアラルンプール『出展申込書』『商品提案書』」に必要事項をご記入の上、所在する都道府県・政令指定都市の担当部署へお申し込みいただきますようお願いいたします。
（商品提案書は現時点では分かる範囲で結構ですが、**写真は必ず添付下さい。また可能な限り画質の良いものをお願いいたします。**）

※提出先はこちらをご覧ください。

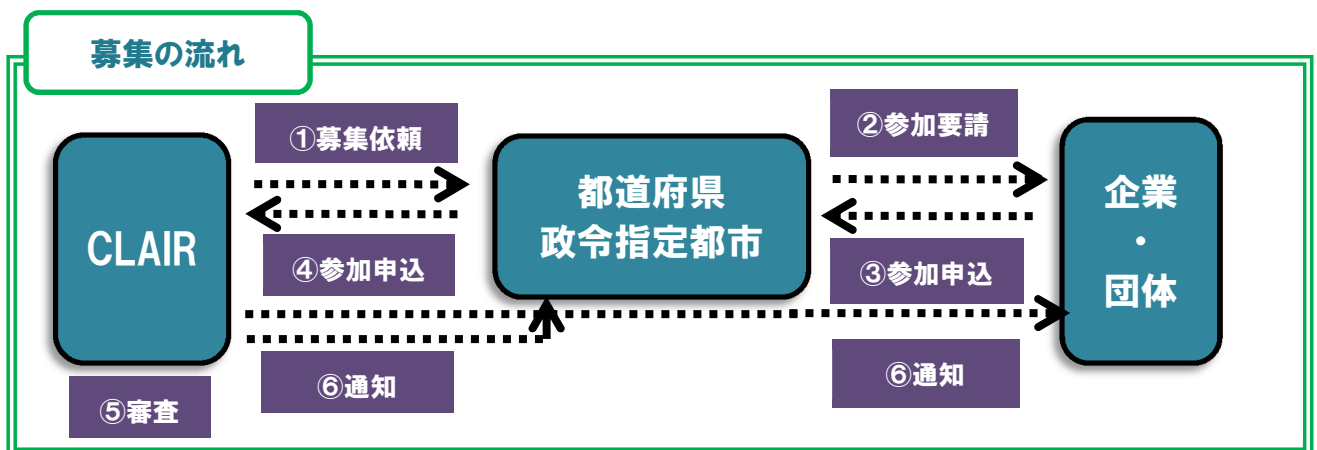
<自治体国際化協会 支部一覧>

<http://www.clair.or.jp/j/clair/sibulist.html>

※お問い合わせ先は7ページに記載の「お問い合わせ先」となります。

※ホームページ等で商品紹介がある場合は、様式②の「自社PR/会社概要欄」にURLをご記入ください。

●自治体のみなさま



事業者から提出される『出展申込書』『商品提案書』を取りまとめ、『回答書』をご記入の上、締め切り日までに（一財）自治体国際化協会経済交流課へメールでお申し込みください。現在マレーシアでは酒類の輸入申請に時間を要するケースが出てきております。申請にかかる時間を長く確保させていただくため、酒類の出展のみ、お申し込みを早い段階で締め切らせていただきますので、予めご了承ください。

※申込書のご提出締め切り

- ① 平成31年2月15日（金）：酒類でのご出展の場合
- ② 平成31年5月31日（金）：食品（酒類を除く飲料品・イートイン含む）でのご出展の場合

2 出展事業者の決定

提出された『回答書』『出展申込書』『商品提案書』により主催者が書面審査を行い、出展事業者を選定します。酒類の出展は2月下旬頃、食品（イートイン含む）の出展は6月中旬を目処に自治体・各事業者へ書面により通知いたします。

《出展事業者の選定項目》

出展事業者の審査は次の項目を含め、総合的に判断し選定します

- ・ 食品展への参加体制
- ・ これまでの輸出実績や今後の輸出実現への可能性
- ・ 自治体及び出展商品のバランス

◇説明会

応募自治体・事業者を対象に、本食品展・開催店舗の概要、マレーシア市場の現況、出展を進めるにあたっての留意点、効果的な販売方法等についてご説明するため、6/10(月)の週に東京・大阪（他）で説明会を開催します。ご要望があれば、個別にコンサルティングも実施予定です。

◇出展事業者の費用負担

	クリア負担	出展事業者負担
出展商品費用	—————	全額負担 * 試飲・試食サンプル含む * 売れ残り商品は <u>原則廃棄処分</u>
販売手数料	—————	百貨店への販売手数料（ <u>売上の20%</u> ）
会場設備及び装飾費	会場設営・装飾、共同看板、案内用看板等制作費	独自に必要なとする設備・備品等の設置、撤去等に関する経費
販売経費	商品説明用 POP 作成費	実演・試食等に必要な材料 独自に必要なとする広告費及び消耗品等の購入費
販売促進イベント経費	会場借上、ブース、消耗品費等	—————
販売員経費	共同の販売員（兼通訳）の人件費	専属販売員の人件費（現地語のみ・日本語不可）
輸出入手続経費	輸出入手続き用事前サンプル費用（必要な場合のみ）	各種証明書取得費用
輸出入経費	—————	日本～マレーシア輸送費、商品保管費
税金等	—————	関税、通関費用

その他	共同使用消耗品購入費 (ゴミ袋、エプロン等)	事業者スタッフ渡航費・滞在費
-----	---------------------------	----------------

◇スケジュール

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
出展者募集(酒類)	→												
輸入申請 (酒類)		→											
出展者募集(食品)	→												
出展事業者決定						→							
コンサルティング 輸出準備						→							
輸出、通関								→					
食品展開催										→			
アンケート											→		

※説明会は別途開催予定

※酒類の輸入申請に時間を要するケースが出てきているため、酒類のみ早めに申し込みを締め切り、申請期間を長く確保させていただきます。

※輸出スケジュール等は変更となることがあります。

◇注意事項

- 出展決定後、現地側の法規制の変更等により出展の条件が変更になる場合がありますので、ご注意ください。また天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令等により事業が変更又は中止となる場合もありますので、予めご了承ください。
- 会場全体の基本構成や各事業者の配置はクリアにて決定させていただきます。
- 複数の事業者により構成されている団体により出展する場合は、代表者を定めていただきますようお願いいたします。クリアとしては代表者と連絡・調整を行い、各構成者への連絡等は代表者をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- ご提供いただきました個人情報、商品写真等は、事業実施のため運営委託会社等の関係者に提供いたします。予めご了承ください。

◇平成 30 年度の会場の様子



食品展会場の様子(1)



食品展会場の様子(2)



イートインコーナーの様子



酒類販売コーナーの様子

◇お問い合わせ先

<出展商品や輸出入に関するご相談>

◆ふぁん・じゃぱん株式会社（運営委託先）

担当者：谷（たに）・神棒（じんぼう）

T E L : 03-6261-5657

E-mail : clair.102019@fanjapan.jp

<食品展全般に関するご質問>

◆一般財団法人自治体国際化協会（主催）

交流支援部経済交流課 吉岡・松永（4月以降担当者変更予定）

〒102-0083 東京都千代田区麴町1-7 相互半蔵門ビル6F

T E L : 03-5213-1726

F A X : 03-5213-1742

E-mail : keishin@clair.or.jp